

撮影に関する注意事項

- 1 撮影のため市有施設等に到着したときは、施設等管理者にその旨を報告し、駐車場等必要な指示を受けてください。
- 2 施設に出入りする車両は、ロケーション撮影に伴う車両であることを明示してください。
- 3 市有施設等の設備等の使用に際しては、取扱いに細心の注意を払うとともに、設備等を移動する際は、施設等管理者の指示に従い、撮影完了後は、原状に回復してください。
- 4 撮影の際に騒音や夜間照明等により市有施設等の周辺住民又は一般の施設利用者（以下「周辺住民等」という。）に迷惑をかけるおそれがあるときは、事前に当該周辺住民等に対し十分説明するとともに、周辺住民等の理解を得るよう努めてください。
- 5 ロケーション撮影を行う市有施設等において他の一般利用者があるときは、当該利用者に対し、撮影について十分説明するとともに理解を得るよう努めてください。
- 6 撮影日時を変更するときは、越谷市フィルムコミッションに連絡してください。
- 7 ロケーション撮影に際しては、安全対策を万全に行い、事故等が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、施設管理者に報告してください。
- 8 その他施設等管理者の指示に従ってください。